仮設アーチェリー場利用規定　　2017.4.1

Ⅰ利用者　　ＡＬＳＯＫぐんま総合スポーツセンター仮設アーチェリー場（以下仮設アーチェリー場と称する）を利用できる者は群馬県アーチェリー協会会員と、その管理指導下にある者とする。

Ⅱ安全について　　利用者は全日本アーチェリー連盟の安全規定を遵守すること。

２．アーチェリーは危険な道具となり得ることを理解し、外部・内部に対しても必ず安全に利用する。

３．仮設アーチェリー場において、練習中に起きた事故あるいは起こした事故については、自己責任において処理し、必ず群馬県アーチェリー協会（以下群ア協と称する）に報告する。

４．全日本アーチェリー連盟競技規則にあるとおり、危険につながる行為は絶対に行わない。また、飲酒・喫煙は禁止する。

Ⅲ利用方法と注意事項　　仮設アーチェリー場を利用する者は以下の手続きを守ることとする。

１）利用を希望する者は、県総合スポーツセンター受付において会員証（群ア協、全日本アーチェリー連盟のどちらか）を提示し、所定の使用日誌に必要事項を記入して提出する。

２）練習場のカギと利用者名簿を受け取り、練習場へ持って行く。

３）利用者名簿に個人ごとに必要事項を記入する。先に練習している者がいて、それに加わる場合も同様に記入する。これは管理費の徴収、利用者の集計に用いるので、必ず記入する。

４）県協会未登録者であっても、県協会登録者の指導下にあれば利用できる。ただし、安全可能な距離から練習する。

５）カギを開けて練習を開始した者が先に帰り、後から加わった者が引き続き練習する場合は、最後になった者が責任を持つ。

６）練習終了後は、タタミ・的紙は必ず倉庫の中に片付け、練習場内を整備すること。カギ､利用者名簿を整理して受付に返却する｡練習場内の問題点なども受付で報告する。さらに問題点などは管理人会に報告する。

７）コンパウンドボウは、必ず仮設アーチェリー場の東側を使用する事。あってはならないことだが、万一暴発した場合にサブアリーナの壁に当たり、他への影響を少なくするためである。

Ⅳ管理利用料　　仮設の管理運営のため、以下の管理利用料（以下利用料）を徴収する

１）昼間（９：００～１７：００）は1回につき５００円。

２）夜間（１７：００～２１：００）は1回３００円。

３）但し、１か月２，０００円を超えての徴収は行わない。

４）月間利用料は２，０００円とする。

５）半年利用料（10 月～翌年３月まで）は４，０００円とする。

６）年間利用料は１０，０００円とし、その年の７月末日までに支払うこととする。なお、それまでの利用料は払い戻しする。

７）高校生以下の利用は原則無料とする。

８）強化部員からは徴収しない。

９）体験希望者からも、初回利用時から１），２）の利用料を徴収する。

１０）利用料は管理人会計係に支払う。管理人会計係に払えない場合は、それに変わる者に支払い、その旨を利用者名簿に明記する。

Ⅴ占有利用　　群ア協の事業を優先する。

２．占有利用は、県内のアーチェリー団体が主催・主管する事業の場合に限る。

３．占有利用を希望する場合は所定の「群馬県総合スポーツセンター仮設アーチェリー場占有利用申請書」（以下申請書と称する）を、３か月前までに責任者に申請する。管理人会は２か月前までに可否を連絡する。

４．上記以外の場合は責任者、副責任者の双方に連絡を取り、管理人会で協議のうえ、可・否を決定する。可の場合は後日申請書を提出するものとする。

５．許可を得た団体は文書にてその旨を仮設アーチェリー場に貼り出し、他の利用者に占有利用を周知する。

６．申請書にある利用料について何らかの不都合が生じた場合は，その利用料については責任者と団体代表が協議のうえ、決定する。

７．高体連の占有利用は無料とする。

８．占有利用時には、必ず管理人、もしくはその代理人が常駐する。

附則

利用規定は平成 26 年 5 月 12 日から施行する。

本規定は平成 28 年 4 月 1 日改訂施行する。

本規定のアーチェリー場の名称などについては、年度途中に改称された場合、改称後の名称に読み替えるものとする。